

令和 6 年度 第 2 回京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会会議録

1. 開催日時 令和 6 年 1 1 月 2 5 日（月）午後 3 時～午後 3 時半
2. 開催場所 京丹後市峰山総合福祉センター 2 階 コミュニティホール
3. 出席者氏名

（１）京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会委員（１１人）

稲生弘美委員、梅本修委員、岡田佐代子委員、辻野修委員、中山美穂委員
家谷美穂子委員 梅田豊子委員、岡眞子委員、奥野嘉郎委員、櫛田啓委員
藤井美枝子委員

（２）事 務 局

健康長寿福祉部 部長 中西陽一

生活福祉課 課長 山副ゆかり、課長補佐 藤村貴俊、主任 稲垣幸男

健康推進課 課長 坂戸留美、課長補佐 丸山亨子 課長補佐 藤村綾

4. 議 題

（１）開会

（２）あいさつ

（３）議事

①京丹後市重層的支援体制整備実施計画（案）について

②第 3 次健康増進計画中間評価（案）について

（４）その他

（５）閉会

《配布資料》

資料 1 京丹後市重層的支援体制整備実施計画（案）について

資料 2 第 3 次健康増進計画中間評価（案）について

5. 傍聴人 0 人

6. 要旨

《議事経緯》

● 開会

事務局 定刻を少し過ぎておりますけれども、ただいまから、第 2 回京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会を開催させていただきます。健康長寿福祉部長の

中西です。最初に会長からごあいさつをお願いいたします。

● 会長あいさつ

会 長 8月27日に審議会委員の委嘱を受けまして、それぞれ重層支援部会、健康づくり推進部会に分かれて審議をしていただきました。諮問を受けた計画及び中間評価についての中間報告の第2回目の審議会ということになりますが、それぞれの部会の中での意見も含めましてご意見があるようでしたらこの場でお出しいただければと思います。よろしくお願いします。

部 長 本日の審議会でございますが出席委員11人、欠席委員5人となっております。従いまして京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会条例第六条第2項の規定に基づきまして、委員定数の半数以上の出席となっておりますので、本会議が成立していることをご報告させていただきます。

それでは会議に先立ちまして資料の確認をさせていただきます。

最初の資料は、健康と福祉のまちづくり審議会レジメ。そして資料1京丹後市重層的支援体制整備実施計画案、資料の2、第三次京丹後市健康増進計画中間評価案でございます。

今申し上げました資料が不備の方はいらっしゃいますでしょうか。

ないようですので、会長に進行お渡しをします。よろしくお願いをいたします。

● 会議録署名委員の氏名

会 長 議事に入ります前に、本日の審議会におきます議事録署名委員を決めたいと思いますが、皆様、いかがさせていただきますでしょうか。示させていただいてよろしゅうございますか。

事 務 局 事務局の方から提案させていただきます。健康づくり推進委員会の中山美穂様、よろしくお願いいたします。

(中山委員 署名)

● 議事

会 長 それでは、生活福祉課長さん、ご説明お願いいたします。

課 長 健康長寿福祉部生活福祉課長の山副といいます。どうぞよろしくお願いいたします。重層支援部会では、この間、本計画を御審議いただき、本日の資料として配布している京丹後市重層的支援体制整備実施計画(案)という形

で取りまとめていただきました。

計画の内容については、時間の都合もございますが、計画案についてご説明させていただきます。

資料1 計画案2 ページの「はじめに（計画策定の趣旨）」を御覧ください。ここでは、国が誰もが安心して共生できる「地域共生社会の実現」を目指すために、社会福祉法を改正するとともに、市町村に包括的な支援体制の整備を推進するため、その具体的手法として「重層的支援体制整備事業」を新たに創設しました。国の動きに呼応し、本市においても、「第4次京丹後市地域福祉計画・地域福祉活動計画実施」に掲げている本体制整備事業を検討し令和7年度、来年度の実施に向けて、この重層的支援体制整備実施計画を策定する趣旨を説明しています。

続きまして3 ページ「第1章 重層的支援体制整備事業について」を御覧ください。ここでは、国の制度ですので、厚労省のイメージ図を使いながらの説明になっております。ここでは、法改正を行った背景を記載しています。具体的に高齢、障がい、子ども、生活困窮といった対象者別の支援では対応しきれないような「地域住民の複雑化、複合化した課題」や「狭間のニーズ」に対応するため、本事業を実施する旨の説明をしております。

隣の4 ページ「第2章 計画策定の背景 京丹後市の人口構成等の状況」をご覧ください。国勢調査の結果、国立社会保障の将来推計のグラフ等を用いまして、高齢者がだんだん増えてきているといったような状況も踏まえて、この重層的体制整備が必要だということなところが、書かれております。少子高齢人口減少社会構造の変化の中で、人々が様々な課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるためには、地域共生社会の実現が求められているということで、本市においても64歳以下の人口は減少しており、65歳以上の人口が上回る推計となるということなどの説明をさせていただきます。

続きまして5 ページに、「2 京丹後市の福祉の現状」というところで、「(1) 包括的相談事業」をご覧ください。ここでは、本市において取り組んでいる相談事業について、現状を説明しています。具体的には、平成23年度に暮らしの中で起こる様々な問題に対して、問題解決のため伴走支援

する「くらしとしごとの寄り添い支援センター」を開始し、平成25年度には市の相談機関を一か所に集めワンストップで支援する「寄り添い支援総合サポートセンター」を開所するなど、相談分野や部署を区切らず、包括的相談体制を推し進めてきました。しかし、その中でも「どの分野にも属する複雑複合化した課題」や「狭間のニーズ」に対応するには課題が出てきている現状であるということを書かせていただいております。

続きましてその下の「(2) 地域活動支援」をご覧ください。本市、また主に社会福祉協議会を中心に行う地域活動について現状を説明しています。地域でのサロン活動や見守り活動、フードパントリー事業など住民参加や住民主体のまちづくりを目指し「お互いが助けあう共助のまちづくり」を進めてきております。

続きまして6ページの「3 検討経過」をご覧ください。本市では、すでに包括的な相談支援を実施していますが、近年の複雑化・複合化した課題や多様化するニーズに対応するべく、重層的支援体制の導入の検討を始めました。令和5年度より庁内検討会を設置し、検討会3回、ワーキング3回、研修会1回を開催して、次年度令和7年度の実施に向けて、内容について検討してきました。この中での意見や、これまでの取り組みから、本市の強みや特徴を活かした重層的支援体制整備事業を展開しますということを書いております。

続きまして7ページをご覧ください。「第3章 重層的支援体制整備実施計画の策定」ということで、計画の位置づけとして、「(1) 法令等の根拠(2) 関係計画との関係」を記載しております。本計画は、重層的支援体制整備事業の実施にあたり、社会福祉法第106条の5の規定に基づき、事業の提供体制に関する事項等を定める計画として策定するものです。

また、本計画は第4次京丹後市地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念に基づき、「安心安全の仕組づくり、ふれあいの場づくり」に大きく影響する計画であることから、同計画の附属計画として位置づけるとともに、本市総合計画や地域福祉計画を上位計画とする福祉分野の個別計画との整合性・調和を図りながら推進していきます、ということを書かせていただいております。

続きまして8ページをご覧ください。この計画期間は、令和7年から令和8年度までの2年間で、令和8年度に現在の第4次地域福祉計画が終了することから、第5次の計画を策定時に重層的支援体制整備実施計画を内包することとし、一体的な計画としたいと考えています。

続きましてその下の「2 京丹後市の重層的支援体制」ということで、「(1) 京丹後市の特徴を活かした重層的支援体制」を図で表しています。全体を表すためにこのイメージ図を作成し、アンダーラインを引いている部分が、本計画における重層的支援体制に位置付ける取り組みとしております。

続きまして9ページ(2)推進体制をご覧ください。本計画での重層的支援体制は先ほどの図のとおり、高齢・障害・子ども・生活困窮等の各分野の困りごとに対しての相談支援を引き続き行い、分野外の相談についても各分野が連携して対応にあたり、「どの分野にも当てはまらない相談」や「複雑化・複合化した相談」などについては、これまでのノウハウを活かし、「寄り添い支援総合サポートセンター」で対応し、必要に応じて分野を横断的に調整する機能を持たせることで、包括的相談支援を実現します。また、成年後見サポートセンターと障害者相談機能を集約し、重層的支援体制の中で一体的に行っていきたいと考えております。

また、分野を横断的に調整する機能の具体策として、新たな協議体を設置し、関係機関と支援の方向性、役割の整理など相談内容全般の共有、調整を行いたいと考えております。

続きまして10ページ「(3) 具体的な取り組み」をご覧ください。ここでは重層的支援体制整備事業において、一体的に行う3つの支援と5つの取り組みを説明しています。3つの支援とは、世代や属性を問わない「相談支援」、2つ目は多様な社会への「参加支援」、3つ目は「地域づくり」に向けたこの3つの支援を実施します。

具体的な取り組みとして5つのことを行います。先ず一つが、包括的相談支援事業です。これは先ほどご説明させていただきました市の相談支援部署の連携や寄り添い支援総合サポートセンターにおける相談支援の取り組みとなります。

続きまして11ページ、2つ目、多機関協働事業です。これは新たな協議

体を設置・運営、困難事例等の課題把握や役割分担などの支援の方向性の調整を行います。

3つ目、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業です。これは相談や支援を忌避している人など、潜在的な支援ニーズを抱える人や世帯に支援が行き届くよう、各相談窓口での情報の共有をし、潜在的な相談者の把握に努め、アウトリーチを通じて対象者本人との関係性に構築に向けた働きかけを行います。

12ページをご覧ください。社会支援事業です。社会とのつながりが薄く、既存の制度や取り組みでは対応できない方に対し、「地域共生ステーション」において把握している地域の社会資源などを活用し、社会、地域とのつながり、参加支援を行います。

5つ目、地域づくりに向けた支援です。世代や属性を超え住民同士が交流できる居場所の確保や、住民と地域の多様な活動や支援とのつながりをつくるため、地域をアセスメントするとともに、「地域共生ステーション」を通じて住民全体の多様な地域活動の支援を行います。また、市民が安心して生活ができるよう市民主体となる「見守りネットワーク」の構築に向け検討をしていきます。

続きまして13ページ「(4) ロードマップ」です。重層的支援体制整備するため目指す目標、取り組んできたことなどを時系列に可視化したものです。

最後に、14ページ、(5) 地域共生ステーションとの関係性 (6) 京丹後市社会福祉協議会との連携をご覧ください。令和4年度から各町で設置した「地域共生ステーション」について説明をしています。先ほどからこの地域共生ステーションの役割については申し上げていますが、重層的支援体制の5つの取り組みを支える機能であり、とても重要なものです。この取り組みは市民局・地域公民館・市社協が協働し地域共生ステーションを形成しています。市民に身近な場所で受けたそれぞれの相談を必要に応じて共有し、地域の課題解決に向けた支援を行います。

このようなことも含め、重層的支援体制整備を行うには市社協との連携・協働した包括的支援体制の強化を図るとともに、取り組みを一体的・効果的

に実施していきます。

長くなりましたが、私からの説明は以上です。よろしくお願いします。

会 長 はい。ただいま生活福祉課長の方から説明していただきましたが、京丹後市の重層的支援体制整備し、整備自身、計画、これにつきまして、皆様からのご質問、ご意見がございましたら、出していただきたいと思います。よろしくお願いします。

皆様それぞれの立場でご活躍なさっている方でございます。どうぞご意見がありましたらお出しいただきたいと思います。

(発言なし)

会 長 それでは、続きまして、議題の２番、第３次京丹後市健康増進計画中間案を議題といたします。健康推進課長様、説明お願いいたします。

事 務 局 健康長寿福祉部健康推進課の丸山から、ご説明をさせていただきます。８月２７日に京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会の健康づくり推進部会として、第１回目の部会を開催し、２回目は紙面会議にて、数値目標及び計画の進捗状況から検討し、中間評価を取りまとめました。本日の部会では、この中間評価案についての審議を行いました。それではお手元の資料２、第３次京丹後市健康増進計画中間案をご覧ください。まず１ページ目には、市民の健康を取り巻く現状について、表記しております。こちらは、総人口の推移、百寿者率、出生者数、出生率、死亡数、死亡率の推移から現状を示しております。総人口は年々減少し、高齢化率は上昇しており、出生数は、令和２年以降、３００人を割っております。人口１０万当たり百寿者率は高い状況ではありますが、死亡数、死亡率とも人口千人当たりの自然増加率がマイナス１３．３になっております。このように、超少子高齢化が進んでいることがわかりました。以上から、健康寿命の延伸やいくつになっても活躍できる百才活力の実現は重要課題と考えられました。

３ページからは、中間評価の概要として、こころとからだの健康づくりの７分野と食育の推進の２分野に分けて評価を行っております。まず、こころとからだの健康づくりにつきまして、１つ目、栄養・食生活におきましては、小学校児童女子の肥満や２０歳代女性は適正体重を維持している方が増えていると考えられておりますが、６５歳以上高齢者の低栄養者が増えています。

した。低栄養高齢者が増えているということは、介護状態になりやすいフレイル状況を招きやすいと考えられ、いくつになっても元気で活躍できる、百才活力社会の実現のためにも、高齢期の食生活への支援を重点的に取り組むことが必要です。また、成人の食塩摂取量の減少など、食に関する知識の普及目標に達していないので、今後も継続していることが重要だと分析しております。また数値目標につきましては、次期の健康増進計画に向けては、他の数字も数値目標に加えていくような検討もしていきたいと思っております。

4 ページをご覧ください。口腔についてです。虫歯のない乳幼児の割合は、目標が達成したり、目標値に近づいて参りました。乳幼児健診等を通じて、歯磨き講習やフッ素塗布など、継続的に実施している成果と言えます。しかし12歳の1人平均むし歯数は多くなっており、間食の時間を決めている幼児の割合が減っているなどあり、生涯を通じて自分の歯でしっかりかんで美味しく食べ、心身の健康を保つため、高齢期を含めた一貫した口腔衛生教育の推進が課題となっております。

5 ページをご覧ください。身体活動・運動についてです。高齢者のフレイル予防のための介護予防体操を作成し、地域で実施しております。年々取り組む地域が増加しております。他の指標につきましては市民アンケートから出しているため、今回お示しできず割愛させていただいております。継続して実施しているチャレンジウォーキングから1日の歩数を、特定健診問診票から運動習慣について参考として見てみました。1日の歩数は7000歩になっております。令和2年度は、コロナ禍の影響もありましたが、それ以降も運動習慣のない方が50%以上ありました。日々の生活にプラス10の身体活動を進めることで、生活習慣の予防や死亡率の低下、メンタルヘルスの改善に効果をもたらすことが認められているため、今後も進めていくことが大切です。

6 ページをご覧ください。こころの健康についてです。自殺者数は、策定時より減少しております。相談事業の実施、学校などではスクールカウンセラーの活用や癒しのカフェ通仙亭などの居場所づくりを進めてきております。身近なところで悩んでいる人に引き続き声をかけ、相談につなげ、見守るゲートキーパーの養成者は、年間300人を目標にしていますが達成はし

ておりません。引き続き養成講座の実施等、認知等高めていくことは課題と
思っております。

7 ページをご覧ください。たばこについてです。たばこに関しての数値目標
は、アンケート調査によるもののため、中間評価で分析することができません
が、参考として、特定健診の間診票の結果で分析してみました。男性の喫
煙率は横ばいですが女性は減少しております。たばこの害に関する知識の普
及は、小中学校では積極的に実施されております。健康に及ぼす影響につい
ても、引き続き学校教育での推進と同時に、健康教育でも啓発していくこと
が重要だと分析いたしました。続きましてアルコールについてです。アルコ
ールに関しても、数値目標がアンケート調査によるもののため、この中間評
価で分析することはできませんが、参考として特定健診の間診票で表してみ
ました。3 合以上の多量飲酒者が男女とも増えている状況でした。いろい
ろとホームページや健康相談を通じて、飲酒についての知識や適正飲酒量につ
いての普及を行ってはいますが、さらなる啓発に努めることがとても必要で
す。未成年の飲酒防止啓発は、学校での保健体育の授業で実施しております。
しかし、地域との協力によるものは十分できておりません。引き続き進めて
いることが必要だと分析いたしました。

8 ページ 9 ページをご覧ください。生活習慣病についてです。検診の受診率
は策定時より増加しています。しかし、特定健診で判定するメタボリックシ
ンドローム及び予備群は増加しております。特定保健指導終了率も目標値に
は達成しておりません。検診受診者の有所見者は、改善傾向となっているも
のもありました。がん検診の受診状況は横ばいもしくは減少しております。
以上から、生活習慣病の第一歩として、総合健診を多くの市民が定期的に受
診し、自身の健康状態を知って、健康管理やがん予防に役立てることの必要
性をさらに推進していくことが重要だと分析しております。続きまして食育
の推進についてです。まず 1 つ目共食、朝ご飯、食事バランスにつきまして、
これらの数値目標は、アンケート調査によるもののため、今回中間評価で分
析することができておりません。早寝・早起き・朝ご飯の実践や給食の時間
を通じて、子供に栄養バランスのとれた食事、食事の挨拶やマナーと、望ま
しい食生活の食習慣の形成を指導していくことが大事です。学校給食だけで

はなく、PTA、地域とも相互に協力して取り組みを進めていくことが重要と考えております。乳幼児健診や保育所、学校での給食だよりなどで、食生活を基本とした生活リズムの重要性やバランスのとれた食事等についての情報提供を行っております。食品表示に関する知識についての十分な普及啓発が取り組めていないので、取り組みについて検討する必要があると分析いたしました。地産地消食文化についてです。こちらの方も数値目標はアンケート調査によるもののため、今回の中間評価での分析はできておりません。毎月19日を「たんご食の日」と制定し、市内の農産物や海産物を使った給食を提供するなど、積極的に地産地消を行っております。保育所や子ども園での栽培・収穫・調理体験や、学校での魚料理教室、丹後のバラ寿司作りなどを実践し、食文化伝承に向けて積極的に取り組んでおります。今後も学校給食での地産地消を促進するとともに、学校だけでなく、家庭や地域生産者、各団体が連携して、次世代へ食文化を伝承することが大切と考えております。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

会長 ただいま、健康推進課の説明を受けまして、第3次京丹後市健康増進計画中間評価案についての質疑を行いたいと思います。ご質問、ご意見がございましたら。どうぞ皆様、活発なご意見をお願いいたします。

委員 重層支援の場合、前の会議でお話しさせていただきました。この健康増進はとても大切だと思うんです。健康には3つの要素、食事と運動、社会参加ということが重要と言われてる中で、私もいろいろ健康に関するところを、いろんな、事業の中で話をしたりしますが、例えば65歳以上の高齢者の就業率とか、仕事どれぐらいまで継続されてるのかとか、こういうのは調査しておくといいんじゃないかな、いわゆる生きがいくくりです。高齢者の生きがいくくりはとても大事で、日本人は、働くこと以外に何かあり、欧米では考えられないって言われます。例えば日本の男性なんかは特に、なかなか我々やってるデイサービスの利用率も、ほぼ女性が多かったりするんですけども、女性は比較的コミュニティーの中に入っていける感じですけど、男性高齢者は結構こもりがちだという統計がある中で、何かそういう仕事とか、または、地域活動、ボランティアでもいいんですけど、こういうものはどれぐらいこの町の、高齢者が参加しているか、参画

しているかみたいなところも、何かしらの形で、データ分析をし、データを取って分析すると良いのではないかなというふうに思いましたので、ご検討いただけたらと思います。

会 長 ありがとうございます。その他、皆様ご意見ございませんか。それでは次回の会議では、本日、皆様からいただきましたご意見などを参考にしながら、計画の内容を修正し、答申に向け、計画の最終案、及び最終中間評価をかけご確認いただく予定にしておりますので、引き続きよろしく願いいたします。以上すべての議事が終了しましたので、司会進行をお渡しします。

● その他

事 務 局 はい会長ありがとうございました。その他ということで次第にありますけども、何か、特にここで、ご発言をしておきたいという方がおられましたら、そうですね。意見をよろしくお願いします。本日は色々と慎重に審議していただきました。また後日でよろしいですので気になることがございましたら、また各担当課の方にご連絡をいただければと思います。それでは閉会にあたりまして稲生副会長よりごあいさつをいただきます。

● 閉会

副 会 長 本日は審議会に出席いただきまして、お疲れ様でした。重層的支援部会、健康づくり推進部会でそれぞれご検討いただき、主な方向性を審議会にて審議いただきました。次回の答申に向けて、さらなる検討を進められると思いますが、今後も地域づくりが良い方向にいきますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

事 務 局 本日は、本当にありがとうございました。